

SHIKI-1968

## 社会保障研究所の概要

1968年8月

監修  
編集  
発行

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関3-3-4  
(社会事業会館内)  
電話代表 (580) 2511

じくもも

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 設立の趣旨           | 1  |
| 設立およびこれまでの経過    | 2  |
| 機 構             | 5  |
| 研究会の運営          | 7  |
| 昭和43年度事業計画および予算 | 10 |
| 昭和43年度研究プロジェクト  | 13 |
| 刊 行 物           | 21 |
| 昭和42年度研究事業日誌    | 23 |
| 社会保険研究所法        | 32 |
| 役員・顧問・参与・職員名簿   | 43 |

## 設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いましたが、一歩その内容にたち入つてみると、いぜんとして各種の制度の間には著るしいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつぎつぎと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならないといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体裁には殆んど見るべきものがない、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても 1962 年「社会保障制度の総合調整に関する基本方針についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

1965 年 1 月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

# 社会保障研究の歴史

- 昭和39.2.18 法案成立
6. 26 社会保障研究所法案提出（付託）
7. 7 社会保障研究所法公布施行（法律第156号）
11. 24 社会保障研究所所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三が大臣指名を受け、また設立委員として社会保障制度審議会会长・内兵衛はか7名が正名された。
12. 17 社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款等を決定した。
12. 21 社会保障研究所監事たるべき者として、愛心義塾大學教授寺尾勝蔵が大臣指名を受けた。
- 昭和40.1.11 社会保障研究所の設立登記を完了した。
1. 11 社会保障研究所の役員として、次の者が発令された（括弧内は現職）。
- ◎理事 塩野谷九十九（名古屋大学教授）
  - ◎顧問 大内兵衛（社会保障制度審議会会長）
  - 東郷精一（アジア経済研究所長）長沼弘毅（国際ラジオ・テレビセンター会長）
  - ◎参与 馬場啓之助（一橋大学教授）福武直（東京大学教授）館 稔（厚生省人口問題研究所長）
1. 12 社会保障研究所の開所式を行ない、業務を開始した。
1. 26 合同研究会準備会としてヒヤリングが開始された。
2. 1 社会保障研究所の開所披露宴を日赤迎賓館において開催。
3. 4 社会保障研究所常務理事として木村又雄（社会福祉事業振興会事務理事か）発令された。

6. 1 政策研究を中心とした合同研究会が発足した。
6. 25 「季刊社会保障研究」創刊号を発刊した。
7. 26 シンポジウム「社会保障とは何ぞや」開催（7月26日～27日）
11. 10 ISSA 文献委員会発足
11. 15 第1回社会保障研究所基礎講座—社会開拓セミナー—開催（11月15日～18日）
- 昭和41.2.11 社会保障研究所設立1周年記念講演会およびパーティーを帝國ホテルにおいて開催。講演内容「福祉開発の意義と条件」講演者鶴山政道
- 昭和41年度の新研究プロジェクトのもとに、部門別研究会は從来の5つから6つに、合同研究会を政策研究会と改め、トピック的な問題を取りあげることになった。
5. 15 常務理事木村又雄の辞職が発令された。
6. 2 常務理事として河角泰助（社会保障制度審議会事務局長）が任命された。
7. 8 第1回社会保障教室開講（9月22日まで）
7. 18 シンポジウム「社会保障の体系化」開催（7月18日～19日）
10. 12 第2回社会保障研究所基礎講座—社会開拓セミナー—開催（10月12日～15日）
- 昭和42.3.31 昭和41年度個人研究発表会の開催。
6. 27 昭和42年度公研研究会の開催。
9. 16 山田所長、各国の社会保障制度調査のため渡欧（10月16日まで）。
10. 30 第3回社会保障研究所基礎講座—社会開拓と社会保

- 障セミナー開催（10月30日～11月2日）
- 社会保障研究所顧問として今井一男（共済組合連盟会長）が登壇された。
- 昭和43.2.1 社会保障研究所創立3周年記念シンポジウムを弘済会館において開催、テーマ「社会保障と労働」「社会保険と経済」「社会保障の拡大と給付」
- 11.1 11.1 社会保障研究所の役員は、所長、理事、監事、本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べる。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

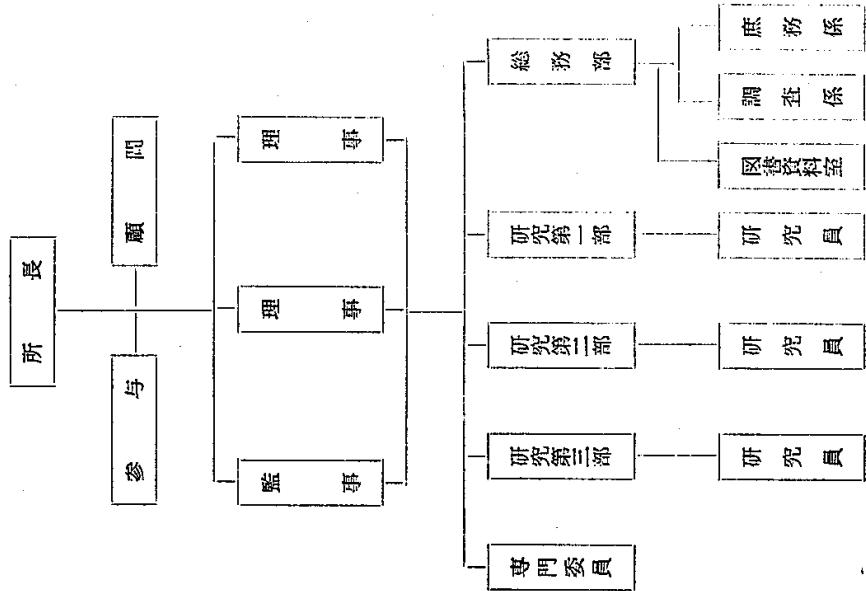
参与 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ経済学、社会学、会社政策等の専門学者として社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議等の庶務を処理するとともに、図書資料の管理事務を行なう。

## 機構図



昭和43年度の研究所における組織的な調査研究は、研究課題ごとに設けられた部門別研究会を中心として運営されている。なお、これらの研究会のほかに特別な委員会として、図書委員会、SSA 文献委員会および海外社会安全保障情報編集委員会が設けられている。研究課題ごとに設けられた第Ⅰ研究会～第Ⅲ研究会は、主査および幹事のほかに、専門委員および常勤研究員をもつて構成されているが、これらの所員のほかに随時外部の学者および行政官等の参加を求めている。

各研究会の構成および研究課題は次のとおりである。

- ◎ 第Ⅰ研究会  
主査 江見康一（一橋大学助教授・専門委員）  
幹事 地主重美（研究第2部長）  
研究課題 「社会保障の経済成長分析（社会保障の再分配効果、社会福祉資本、医療サービスの経済分析など）」
- ◎ 第Ⅱ研究会  
主査 小沼 正（研究第1部長）  
幹事 曽原利満（研究員）  
研究課題 「生活指標・経済指標の活用に関する研究（生活水準指數、住居水準、階層区分など、別に特別研究として低所得水準の指數化）」
- ◎ 第Ⅲ研究会  
主査 福武 直（東京大学教授・参与）  
幹事 三浦文夫（研究第3部長）  
研究課題 「地域社会の変動と社会保障に関する研究」

る研究（地域計画、地域社会における  
老齢者福祉など）」

◎ 第IV研究会

主任 武藤光明（中央大学教授・専門委員）  
幹事 渡辺益男・都村敦子（研究員）  
研究課題 「経済発展と社会変動（経済学・社会学などの専門領域の相互交流）」

◎ 第V研究会

主任 中林正美（慶應義塾大学教授・専門委員）  
幹事 谷 周恒（主任研究員）  
研究課題 「各国社会保障制度の歴史的研究—  
現代アメリカにおける社会保障の動向」

◎ 第VI研究会（政策研究会）

主任 小山路男（横浜市立大学教授・専門委員）  
幹事 平石長久（研究員）  
研究課題 日本の社会保障行政上のトピックス  
を取りあげて問題整理を行うが、本年度は医療問題、年金問題、生活保護、社会福祉その他を予定している。

図書委員会

国内外の社会保障関係資料の蒐集を目的として、月1回開催されている。  
ISSA文献委員会  
国際社会保障協会からの要請により、わが国における社会保障の重要文献の目録、主要論文のアブストラクトを定期的に報告する目的で、小山路男（横浜市立大学教授）を委員長として関係学識者の参加を得て随時開催されている。

# 昭和43年度事業計画書

## ○ 昭和43年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和43年度事業として次の事業を行なうが、研究事業費の総額は11,274,000円であり、全額国庫補助金を予定している。

### I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

本年度は、過去3年間の研究経過を踏まえながら、さらに基礎的かつ総合的な見地に立って、問題の一層の展開と深化を期し、次の課題について、研究活動を進めることとする。

- (1) 社会保障の経済成長分析に関する研究
  - a. 経済成長に伴う社会保障再分配効果の変容とその原因
  - b. 社会福祉資本の経済成長効果の分析
  - c. 経済成長と医療サービス
- (2) 生活指標・経済指標の活用に関する研究
  - a. 生活水準指數の作成
  - b. 住居水準の指數化
  - c. 階層区分に関する統計的研究
- (3) 地域社会における社会保障の役割に関する研究
  - a. 地域社会の変動と社会保障に関する研究
  - b. 地域社会における老齢者とその福祉対策に関する研究
- (4) 経済発展と社会変動に関する研究
- (5) 各国社会保障制度の歴史的研究  
—現代アメリカにおける社会保障の動向—
- (6) 医療問題、年金問題、生活保護・社会福祉その他をその時々の情勢に応じてとりあげ問題整理を行う。
- (7) 特別研究  
社会保障水準の指數化に関する研究

社会保障水準を指數化して、その時系列的ならびに国際的な比較を試みることは、社会保障研究所にとって必要かつ緊急のことであるが、ただちに指數化をはかることは、極めて困難である。本年度においては、社会保障水準の一環としての低所得水準の指數化について研究を進めることにし、次年度以降はさらに社会保障水準に接近する予定である。

## II 社会保障に関する情報および資料等の収集

(1) 国内および海外における社会保障に関する文献、図書および資料等の収集

- (2) 海外における図書、資料の紹介および情報の交換  
国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA関係の資料活動を引き続き実施する。

## III 調査研究等の成果の普及

- (1) 季刊「社会保険研究」の発行
- (2) 「海外社会保険情報」の発行
- (3) 研究収載、翻訳誌、所報等の発行
- (4) 基礎講座、講演会等の開催
- (5) その他成果の普及に必要な事業

○ 昭和43年度収支予算

区分	予算額(単位 暫定予算額 括弧内)	収入	
		区分	予算額(単位 暫定予算額 括弧内)
研究事務費	60,718,000	政府補助金	60,718,000
管理事務費	49,444,000	政府補助金	49,444,000
(人件費)	36,754,000	2,313,000	
非常勤給与	2,515,000	194,000	
職員給与	34,239,000	2,119,000	
(管理事務費)	12,690,000	645,000	
所費	9,951,000	408,000	
交通費	186,000	8,000	
厚生費	2,155,000	196,000	
退職手当	398,000	33,000	
研究事業費	11,274,000	379,000	
(研究事務費)	2,827,000	97,000	
旅費	465,000	19,000	
図書購入費	1,860,000	58,000	
研究刊行費	4,987,000	205,000	
季刊費	1,135,000	0	
計	60,718,000	3,337,000	計
			60,718,000
			3,337,000

はじめに

社会保険研究所は、過去3年の間、常勤研究員、専門委員を中心いて、広く研究者の参加協力を得て、着々研究実績を積みあげてきた。ことに前年度は特別研究として「最後の社会保障」を取り上げ、過日その成果を世に問うことができた。新しい年度はこれまでの研究経過を踏まえながら、さらに総合的かつ基本的な見地に立って、問題の一因の展開と深化を期している。

43年度は、研究会を分けて第Iから第VIとした。第I、第IIおよび第Vはそれぞれ前年度までの第I、第IIおよび第VI研究会を引き継ぐものであり、第III研究会は前年度までの第III、第IV研究会を合併した。第IV研究会をあらたに各専門領域の共同研究の場と定め、それぞれの専門分野をもつた研究者による多面的・総合的な研究協力の推進を期した。前年度の第VI研究会と不即不離のうちに活動をすすめてきた政策研究会は、本年度は第VI研究会(政策研究会)とした。

いまでもなく、社会保障の研究領域はきわめて広範多岐にわたるものである。本研究所は以下の各研究会において、その課題、目的、計画に従って、自ら大いに研究活動をすすめるとともに、ひろく国内、国外の研究者との交流をひろめ、その提携協力をふむかめで、わが国の社会保障研究の進展に資したいと願っている。

〔第I研究会〕

1. 研究課題

- 社会保障の経済成長分析
  - a. 経済成長に伴う社会保障再分配効果の変容とその原因
  - b. 社会福祉資本の経済成長効果の分析
  - c. 経済成長と医療サービス

## 2. 研究目的

本研究会は、これまで社会保障の経済的側面について、一方ではフロー視点からその所得再分配効果を分析し、他方ストック視点から社会福祉資本の推計を行なってきた。しかしながら経済成長に、社会保障の機能やその経済的効果を大きく変容し、生産効率性と福利性の両面同時にについて徹底した理論的、実証的研究を追られている。

本年度は、これまでの成果を基礎として、経済成長に伴う所得再分配の変容、変化する社会保障ニードと社会福祉資本存在量の格差、増大する医療サービスの需要と医療施設の供給等について多面的に兎明し、経済成長と社会安全保障の所得保障、サービス保障の効果分析を通して組織化、かつ包活的に検討する。

## 3. 研究計画

前年度は、「社会保障の所得再分配効果に関する研究」ならびに「社会資本の計測と分析に関する研究」という課題で検討を重ねたが、その成果は中間報告として発表する。

本年度は、課題 a. について、就業構造の変化ならびに物価の変動と社会保障による所得再分配の相互連関を明らかにし、課題 b. については、ひきつづいて推計作業を続けるながら、他方社会福祉資本の生産性効果、福祉効果を確定していく。さらに課題 c. では、現在とくに問題の多い医療施設サービスの需要供給について、経済成長の視点からモデル分析によって問題の兎明を行なう。

## 〔第二研究会〕

### 1. 研究課題

- 生活指標・経済指標の活用に関する研究
- o. 生活水準指数の作成

## b. 生活水準の指標化

### c. 階層区分に関する統計的研究

#### 2. 研究目的

本研究会は、生活指標・経済指標を体系的に選択し、生活水準、住居水準を通じて社会保障水準と経済成長との相互関連を把握することともに、各種統計資料における階層区分について、社会保障の観点に立って妥当な階層区分を兎明し、今後の社会保障研究の基礎的役割を確立しようとするものである。

#### 3. 研究計画

課題 a. については、開道方式を出発点とするが、体系のフレームワーク、個別指標に限らず、戦後日本の分布に一層適合するよう取り扱いを行なう。すでにその研究成果は、所内資料、季刊社会保障研究などに発表した。本年度はその測定にあたって、平均値のほかに指標の分布の不均等度をあわせて斟察し、さらに外団との比較も行なう。  
課題 b. は新規であるが、生活水準の上昇にともない住宅の問題も大きな変化をきだしてきているので、住居水準の指標化に関する方法論ならびに從来用いられている諸指標についての検討を行なう。

課題 c. については、昨年度において階層区分に関する各種資料を中心として検討を重ね、その成果を中心報告として発表する。本年度において若干の要望を行なった各種調査の調査完了をまつて、その集計結果をも活用して、所得、消費支出および住居構造、耐久消費財保有状況などの社会的要素による階層区分との相互関連について兎明する。

#### 〔第三研究会〕

### 1. 研究課題

- 生活指標・経済指標の活用に関する研究

地域社会の変動と社会保障に関する研究  
a. 地域計画における社会保障の役割に関する事例研究  
b. 地域社会における老齢者とその福祉対策に関する研究

2. 研究目的

産業化と都市化を中心とする最近の急激な社会変動のもとで、人間の生活は様々な変化を受けている。本年度はとくに地域社会に焦点をあわせ、地域住民の生活の変化とそれにに対する社会保障・社会福祉の役割を再検討すると同時に、地域計画を具体的にとりあげ、現代社会保障のあり方の一端を明らかにしてしようとするものである。

3. 研究計画

はじめに述べられているように、本研究会はこれまでの第Ⅲ・第Ⅳ研究会を統合して、新しく出発することになったが、本年度の研究は、昭和42年度の旧第Ⅲ研究会「開拓的視点からみた地域福祉計画の策定と地域組織化に関する研究」および旧第Ⅳ研究会の「扶養関係の変化と老齢者の生活構造に関する研究」をひきつき発展させるものである。これらの研究成果については、所内資料、季刊社会保障研究などに発表する。  
とくに課題 a. については、2~3の地域計画を選定し、事例調査を実施する。これにもとづいて、地域計画策定に関する方法論を明らかにし、さらに、地域計画における社会保障の役割を具体的に追求する計画である。このため、更期に予定されている事例調査とその結果を中心に、具体的に問題討議を行ない取りまとめる。  
また課題 b. については、従来老人福祉対策の盲点といわれる在宅老人の生活実態とニードなどを把握し、とくに老齢者に対するコミュニティ・サービスのあり方を究明する。そし

てこのために、上記課題 a. の事例調査と併行して、在宅老人に関する若干の実態調査を行なう一方、研究分担者によるコミュニティ・サービスに関する内外文献の紹介と批判を行ない、わが国における老人福祉政策とコミュニティ・サービスの方向を検討する。

〔第Ⅳ研究会〕

1. 研究課題  
経済発展と社会変動
2. 研究目的  
社会保障制度が今日国民経済の中に占める大きな位置と、国民各階層に及ぼす影響を考えると、社会科学の一分野をもつてしては、到底その全容を捉えることはできない。本研究会は、経済、社会等専門領域の相互交流によって、社会保障の共同研究に新生面をひらくとするものである。

3. 研究計画

新規に発足した本研究会の初年度の計画は、次の三項目を中心として、この方面におけるこれまでの研究成績の紹介と検討を行なう。

- a. 経済発展理論の検討を通じて、経済発展における社会的要因の役割を究明する。
- b. 社会变动理論の検討を通じて、現代社会の特徴を明らかにする。
- c. 本研究課題に即し、現代における福祉国家論、階層論などの検討を通じて社会保障の問題点を解明する。

〔第Ⅴ研究会〕

1. 研究課題  
各國社会保障制度の歴史的研究  
—現代アメリカにおける社会保障の動向—

2. 研究目的  
社会保険制度は各国の経済的、社会的背景のもとに、それぞれ独自の発達をとげている。本研究会はその歴史的構成の過程をたどり、各國の制度の特質を明らかにするとともに、社会保険制度が本來そなえている経済的、社会的機能や役割について、共通した理解をうることを目的としている。

3. 研究計画  
本研究会は初年度以来、アメリカ合衆国における19世紀以降の社会福祉、公衆衛生、社会保障の歴史をとり、すでに1935年法成立の時点までと、35年以後第2次世界大戦を経て戦後社会保障への本格的なとりくみが開始される50年前後までを、中間報告第1、第2としてまとめる。

本年度は前記課題のもとに、現代アメリカにおける年金制度、医療・公的衛生制度、失業保険、公的扶助などのテーマをとりあげ、分担研究者による報告を中心として共同の討議を重ねる。  
〔第VII研究会（政策研究会）〕はじめに述べられたように、従来第VI研究会と政策研究会とは別々のものであったが、本年度は第VII研究会を正式の名称とし、これに政策研究会を吸収することとする。この第VII研究会は主として日本の社会保険行政上のトピックスをとりあげて問題整理を行うものであり、本年度の予定は医療問題、年金問題、生活保護・社会福祉その他をその時々の情勢に応じてとり

あげるつもりである。

なお、昭和42年度の成果については、とくに医療保険制度改革試験に貢献する研究会議録を所内資料として刊行する。

#### 〔特別研究〕

#### 研究課題

#### 社会保障水準の指数化に関する研究

社会保障水準を指数化して、その時系列的ならびに国際的な比較を試みることは、社会保障研究にとって必要かつ緊急のことである。しかし社会保障水準そのものの計量化が確立されていない今日、ただちに指数化をはかることは極めて困難である。

本年度は、社会保障水準の一環としての低所得水準の指数化について研究を進めることとし、次年度以降さらに社会保障水準に接近する予定である。社会保障水準の一応の指数化をみるまでは、恐らく兩三年の日時を必要とするであろう。低所得水準の指数化についてとりあげられる方法は、つきのとおりである。

- 1) 各種の全国的調査資料を活用してマクロ的考察を行ない、低所得階層におけるいくつかのモデル出替を設定すること。
- 2) そのモデル出替について、その生活構造を、いわばミクロ的に詳細精密な実態調査によって把握すること。
- 3) さらにそれらモデル出替群について、マーケット・バランス方式などにより計量化された低所得水準を算定すること。  
上述2) の実態調査については、一定の調査地区および客体を設定し、将来引続いて時系列的に調査を実施し、低所得水準の年次変動を追跡するほか、さらに社会保険水準の指数化との検証にも活用しようとするものである。

なお、上記研究を補足するものとして、児童養育の理論的研究についても、その検討を続ける。

季刊社会  
保障研究

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もありあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、特集号を含めて年5回発行している。

海外社会保障  
情勢報

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ適格に収録し、年4回刊行している。

翻訳シリーズ

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

1. ILO編「世界各国における社会保障の費用」  
(1958～1960)

2. アメリカ保育教育省編「世界各国の社会保障制度」(1964)

3. R. M. Timss著「福祉国家の理想と現実」

4. M. S. Gordon著「社会保障の経済分析」

5. アメリカ保育教育省編「世界各国の社会保障制度」(1967)】

6. ILO編「世界各国における社会保障の費用」(1961～1963)】

所内研究資料

未定稿の中間報告、調査報告および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

No. 6501 文献解説「社会計画の方針論に関する基礎問題」

No. 6502 論引録「シンボジウム『社会保障とは何ぞや』(その一)」

No. 6503 論事録「シンボジウム『社会保障とは何ぞや』(その二)」

- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
- No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
- No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その三)」
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
- No. 6602 文文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」
- No. 6604 文文献解説「生活水準指数」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査一」
- No. 6701 中間報告「年金独立立正用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による—試算大正14年～昭和40年—」
- No. 6703 個人報告「山口渡假解説」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保險と医療保障—改革試案の内容について—」
- 1 「戦後の社会保障（本論）」
- 2 「戦後の社会保障（資料）」
- 単行本
- その他の  
図書目録 2 Social Security in Japan
42. 4. 7 ISSA 文献叢書会（第9回）
42. 4. 13 第2研究会（第21回）報告内容「既存統計の附図区分について」報告者：学生省統計課調査部社会統計課、同社会保険課、総理府統計局消費統計課
42. 4. 13 第3、第4研究会（第30回、第26回）協議課題「戦後の社会保障の動向について」提案者研究第3部支代理三浦文夫
42. 4. 13 第25回復員金「昭和42年度四半期別内装計画、戦後の社会保障の總見内客、昭和41年度事業実施超過、その他」
42. 4. 18 社会保障研究所研究第一部長として小沼 正（厚生省大臣官房統計課在部社会統計課課長）が発令された。
42. 4. 20 第1研究会（第18回）報告内容「戦後の経済発展の動態のスケルトン」報告者：社会保険研究所所長山田雄三
42. 4. 27 第5研究会（第28回）協議課題「昭和42年度研究ブロジェクトについて—コードヘン論文集その他ー」提案者：専門委員中嶋正美
42. 4. 27 第15回政策研究会兼第6研究会（第12回）報告内容「イギリスの国民保健サービスR. M. ティトマスによるー」報告者：主任研究員谷 直恒
42. 5. 1 社会保障研究所専門委員として江見眞一（一橋大学助教授）が発令された。
42. 5. 9 第3、第4研究会（第31回、第27回）報告内容「保健福祉地区推進運動の展開と問題点」報告者：全国社会福祉協議会永田幹夫
42. 5. 11 第1研究会（第19回）報告内容「『戦後の社会保障』—財政と社会保障—のスケルトン」報告者：専門委員江見眞一
42. 5. 11 第2研究会（第22回）報告内容「戦後の社会保障のとりまとめ—社会保障の国際比較について」報告者：研究員奥

- 口主野  
42. 5. 18 第 5 研究会（第29回）報告内容「アメリカの社会保障の経済問題について」報告者専門委員都村敦子（その一）」報告者研究員都村敦子
42. 5. 18 第26回委員会「調査研究組織の検討、社会保障研究実施賞論文の推薦方法、海外調査の件、事業実施状況、その他について」
42. 5. 23. 第 3. 第 4 研究会（第32回、第28回）報告内容「「戦後の社会保障」第 4 編第 3 章の構題について」報告者専門委員森崎清美、研究員越辺益男
42. 5. 23 第 16 回政策研究会兼第 6 研究会（第13回）報告内容「フランスの医療保障—その実情と問題点」報告者厚生省保健局調査課井良治
42. 5. 25 第 1 研究会（第20回）報告内容「社会資本の計測をめぐる問題点」報告者経済企画庁内閣調査員鶴本昌史
42. 6. 1 第 3. 第 4 研究会（第33回、第29回）報告内容「「戦後の社会保障」第 4 編第 4 章—地域社会と社会保障の一構題について」報告者専門委員原治郎、東京学院大学助教授中村八朗、お茶の水女子大学助教授田畠正一
42. 6. 8 第 1 研究会（第21回）報告内容「「戦後の社会保障」第 3 編第 6 章—経済計画と社会保障—のスケルトン」報告者研究員都村敦子
42. 6. 8 第 2 研究会（第23回）報告内容「「戦後の社会保障」第 2 編第 1 章について 1. 生活水準指數一大正14～昭和40.5年間隔国連方式による計測一について、2. その他」報告者研究員曾原利義
- 告のとりまとめについて」報告者専門委員橋本正己、主任研究員谷昌恒、研究員平石長久
42. 6. 15 第27回委員会「公明研究会発表会の開催、第 2 回社会保障研究獎賞授賞論文の推薦方法、海外事情調査の件、43年度予算の編成、事業実施経過、その仙について」
42. 6. 20 第 3. 第 4 研究会（第34回、第30回）報告内容「「戦後の社会保障」第 4 編第 2 章—人口と社会保障の一構題について」報告者専門委員安川正彬
42. 6. 22 第 6 研究会（第14回）報告内容「「戦後の社会保障」第 1 編—戰後ににおける社会保障制度の一構題について」報告者専門委員小山路勇
42. 6. 22 海外社会保障調査委員会準備会（第1回）
42. 6. 27 昭和42年夏公明研究会講習会の開催、発表テーマ「1. 社会保障と所得再分配効果—昭和30年～39年の日本の経験—、2. 家族周期と兒童養育—家庭構造を中心にして、3. 家族周期と兒童養育—家庭構造を中心にして—」発表者研究第2部長地主直美、専門委員鈴蘭清美、厚生省統計調査官前山正久
42. 7. 6 第 3. 第 4 研究会（第35回、第31回）報告内容「「戦後の社会保障」第 4 編第 5 章—國民の生活意識と社会保障の動筆について」報告者研究第3部長代理三浦文夫、研究員花島政三郎
42. 7. 6 第 1 研究会（第22回）報告内容「厚生省関係の社会资本ストックの推計方法と資料」報告者厚生省大臣官房企画室齋藤正明
42. 7. 10 ISSA 文献委員会（第10回）
42. 7. 13 第 2 研究会（第24回）協議内容「「戦後の社会保障」第 2 編—社会保障の水準と類型の一構題について」司会者研究第1部長小沼正
42. 6. 15 第 5 研究会（第30回）報告内容「第 5 研究会申簡報

42. 7. 13 第28回役員会「海外社会保障情報、大内基金、43年について」
42. 7. 14 海外社会保険情報委員会（第2回）
42. 7. 15 昭和43年度新規職員（研究員助手）採用試験
42. 7. 20 第17回政策研究会兼第6研究会（第5回）報告内容「公衆衛生よりみた医療保障の問題点」報告者厚生省大臣官房企画課
42. 7. 22 ILO 鈴口富士氏来所、所長と懇談
42. 7. 27 第1研究会（第23回）報告内容「戦後の社会保障」第3編第2章第1節—就業構造、賃金構造の変遷—の構想について」報告者厚生省大臣官房企画課
42. 8. 10 フィリピン、ミンダナオ・スタート・ユニバースティの J. アケバニ氏来所、所長および小沼、三浦所員と地域開拓について懇談
42. 8. 10 厚生省会計監査実施
42. 8. 15 ユニセフの E. イワツキブイツ氏および B. ジョンス氏来所、所長と懇談
42. 8. 17 第5研究会（第31回）報告内容「Haber, Cohen (編) Readings in Social Securityについて（その二）」報告者厚生省企画課
42. 8. 17 第29回役員会（臨時）「特殊法人問題、第3回社会保険研究所並隣議座、事業実施経過、その他について」
42. 8. 31 第2回社会保険情報委員会（第3回）
42. 9. 8 海外社会保険情報委員会（第25回）報告内容「階層区分に関する一考察」報告者厚生省大臣官房統計課監修官前田正久
42. 9. 16 山田所長、イスラエル、ベルギー、ノルウェー、フィンランド等各国の社会保障調査のため出張

42. 9. 21 第1研究会（第24回）報告内容「社会福祉資本の計測—主として評価問題について—」報告者厚生省大臣官房企画課斎藤正明、研究員長谷川啓之
42. 9. 26 第3、第4研究会（第33回、第32回）報告内容「戦後の社会保障」第4編の編集について 2. 「社会変動下における社会意識の変容と社会保障」に関する研究プロジェクトについて」報告者研究第3海長代理三浦文夫
42. 9. 28 第5研究会（第32回）報告内容「Haber, Cohen (編) Readings in Social Securityについて（その三）」報告者専門委員中鉢正美
42. 9. 28 第18回政策研究会兼第6研究会（第16回）報告内容「医療保障の動向をめぐる諸問題」報告者厚生省委員小山路勇
42. 10. 12 第2研究会（第26回）報告内容「階層区分について」報告者日本女子大学教授江口英一
42. 10. 12 第5研究会（第33回）報告内容「Haber, Cohen (編) Readings in Social Securityについて（その四）」報告者専門委員谷脇恒
42. 10. 16 山田所長兼海外社会保険調査より帰国
42. 10. 17 第4研究会（第37回、第33回）報告内容「老人福祉対策について」報告者研究第3部長代理三浦文夫、研究員渡辺勇、同村山洋子
42. 10. 23 ISSA 文献委員会（第1回）
42. 10. 25 第2回社会保険研究奨賞論文授賞式委員会
42. 10. 26 第2回大臣基金委員会
42. 10. 26 第30回役員会「第2回社会保障研究奨賞賞式論文の審査状況、3周年記念事業、事業実施経過、その他につ

- いて」
42. 10. 26 第19回政策研究会兼第6研究会（第17回）報告内容  
「医療保障の諸問題に関する再検討」報告者専門委員小山路男
42. 10. 30 第3回社会保険研究会基礎講座－社会開発と社会保険セミナー－開催（11月2日まで）
42. 11. 1 社会保障研究会顧問として今井一男（井辻組合連盟会長）が就任された。
42. 11. 7 第3、第4研究会（第38回、第34回）報告内容「高齢者就労状況調査の解説について」報告者研究員渡辺益男
42. 11. 8 第2回社会保障研究会基礎講座論文の新即発表
42. 11. 9 第5研究会（第34回）報告内容「Haber, Cohen(編) Readings in Social Securityについて（その五）」報告者専門委員橋本正己
42. 11. 9 第2回社会保障研究会実務演習者の表彰式行われる。
42. 11. 16 第2研究会（第27回）報告内容「階層区分について－労働の最低生活費の研究を中心として－」報告者労働科学研究所下山房雄
42. 11. 28 第3、第4研究会（第39回、第35回）報告内容「農村家族における児童養育費の研究－生活構造の分析を中心にして－」報告者専門委員森崎清美
42. 11. 28 第20回政策研究会兼第6研究会（第18回）報告内容「労働保険の問題点」報告者労働省労災補償部管理課課長補佐田中清定
42. 11. 30 第1研究会（第25回）報告内容「社会福祉資本の計測－國立病院ストッカー」報告者研究員長谷川隆之
42. 12. 7 第3、第4研究会（第40回、第36回）報告内容「農村研究の応用面」報告者専門委員青井和夫
- 村家族における児童養育費の研究－生活構造・栄養分析を中心にして」報告者厚生省統計調査官前川正久、國立栄養研究所調査統計部長徳澤善吉
42. 12. 7 第5回懇親会・第31回役員会「事業実施経過、創立3周年記念シンポジウム、「戦後の社会保障」の刊行、昭和43年度予算要求、その他について」
42. 12. 9 韓国社会事業学校長李泰采氏来所、所長と懇談
42. 12. 18 海外社会保障情報編集委員会（第5回）
42. 12. 19 第1研究会（第26回）報告内容「財政弱化と社会保障」報告者専門委員江見康一
42. 12. 19 第21回政策研究会兼第6研究会（第19回）報告内容「医療保険と医療保障」報告者専門委員小山路男
42. 12. 19 エカフェのP. D. クルカルニ氏来所、所長と懇談
42. 12. 21 第5研究会（第35回）報告内容「Haber, Cohen(編) Readings in Social Securityについて（その六）」報告者研究員平石長久
42. 12. 21 第2研究会（第28回）報告内容「現代の最低生活水準」報告者専門委員中鉢正美
43. 1. 18 第2研究会（第29回）報告内容「海外諸国における低所得階層」報告者研究員第1部長小沼正
43. 1. 18 第5研究会（第36回）報告内容「Haber, Cohen(編) Readings in Social Securityについて（その七）」報告者研究員平石長久
43. 1. 18 第32回役員会「昭和43年度予算、昭和43年度研究プロジェクト、その他」
44. 1. 22 ISSA 文献委員会（第12回）
43. 1. 23 第3、第4研究会（第41回、第37回）報告内容「小康団研究の応用面」報告者専門委員青井和夫

43. 1. 23 エカフエ社会局、E. スミス氏来所、所長および谷平石研究員と懇談
43. 1. 25 第1研究会（第27回）報告内容「財政簡便化と社会保障（その2）」報告者郵便委員江見康一
43. 1. 25 第22回政策研究会兼第6研究会（第20回）報告内容「医療保険と医療保障（その2）」報告者郵便委員小山路男
43. 2. 10 社会保障研究所創立3周年記念シンポジウム 討論内容「社会保障と労働、社会保障と経済、社会保障の現状と給付」出席者大河内一男外79名
43. 2. 15 第1研究会（第28回）報告内容「医療サービスの経済分析」報告者研究員都村敦子
43. 2. 20 第3. 第4研究会（第42回、第38回）報告内容「老人問題に関する文献の紹介と批判」報告者第3研究部長代理三浦文夫
43. 2. 22 第2研究会（第30回）報告内容「生活水準指數一オランダの事例、国連方式による計測ーについて」報告者研究員曾原利滿
43. 2. 22 第23回政策研究会兼第6研究会（第21回）報告内容「生活保護扶助について」報告者厚生省社会局保健課長曾根川山郎夫
43. 2. 23 韓国の社会保障審議会面会長崔千松氏来所、所長と懇談
43. 2. 29 第5研究会（第37回）報告内容「Haber, Cohen(編) Readings in Social Securityについて(そのハ)」報告者研究第1部長小沼正
43. 3. 1 社会保障研究所総務部長加地夏雄（厚生省医務局麻薬第1課長）の辞職が発令された。注（ ）内は転出先。
43. 3. 2 社会保障研究所総務部長として、木代一男（公基防
- 止事業团総務部長より転出）が発令された。
43. 3. 12 第3. 第4研究会（第43回、第39回）報告内容「農村における老人の生活実態について」報告者参考 福武直
43. 3. 13 アメリカ、コロラド医大の Barry Milner 氏来所、所長および地主、三浦、村山研究員と懇談
43. 3. 14 第2研究会（第31回）報告内容「『季刊社会保障研究』編集欄に囲する板討について」司会者研究第1部長小沼正
43. 3. 14 第33回役員会「昭和43年度事業計画、事業実施経過その他」
43. 3. 15 海外社会保障情報編集委員会（第6回）
43. 3. 19 山川所長が日米文化教育事業委員会の日本側代表として渡米（23日まで）
43. 3. 21 第24回政策研究会兼第6研究会（第22回）報告内容「生活保護基準について」報告者一橋大学教授石川忠、研究第1部長小沼正
43. 3. 28 第5研究会（第38回）報告内容「1. Haber, Cohen(編), Readings in Social Securityについて(その九), 2. 第5研究会中間報告ならびに43年度研究プロジェクトについて」報告者研究第1部長小沼正、司会者研究第1部長中鉢正美

# 社会保険法

昭和39年7月7日 法律第156号

第 1 章	總則	(第1条—第7条)
第 2 章	被保険者	(第8条—第16条)
第 3 章	被保険者の義務	(第17条・第18条)
第 4 章	財務及び会計	(第19条—第26条)
第 5 章	監督	(第27条・第28条)
第 6 章	雜則	(第29条・第30条)
第 7 章	附則	(第31条—第35条)

## 目次

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 社会保障研究所は、社会体際にに関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福利の向上に寄与することを目的とする。

### (法人格)

第2条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

### (事務所)

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

### (定款)

第4条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

### 一 目的

### 二 名称

### 三 事務所の所在地

### 四 役員に関する事項

### 五 業務及びその執行に関する事項

### 六 資産に関する事項

### 七 会計に関する事項

### 八 定款の変更に関する事項

### 九 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

### （登記）

第5条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

### （登記）

### 第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはなら

### （登記）

### 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

### （名称の使用制限）

### 2 政府又は地方公共団体の議員（教育公務員で政令で定める者及び

### （民法の適用）

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）及び第50条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

## 第2章 役員等

### （役員）

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

### （役員の職務及び権限）

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が次凡のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監督する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

### （役員の任命）

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

### （役員の任期）

第11条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

### （役員の欠格条件）

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、國會議員、地方公共団体の議會の議員又は地方公共

団体の長

二 政府又は地方公共団体の議員（教育公務員で政令で定める者及び

非常勤の者を除く。)  
(役員の解任)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。  
2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事長を解任しようとすることは、厚生大臣の認可を受けなければならない。  
(役員の兼職禁止)

第14条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代理権を有しない。この場合には、監事が研究所を代理する。  
(職員の任命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

### 第3章 業務

(業務)

第17条 研究所は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。  
一 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。  
二 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。  
三 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。  
四 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務。

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受ければならない。

### 第4章 財務及び会計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。  
2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に附する監査の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として差し戻されなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)  
第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の措置)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののはか、研究所の財務及び会計に関する事項は、厚生省令で定める。

## 第5章 監督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、研究所に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所以対して報告を求める、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯事調査のために認められるものと解してはならない。

(解散)

第6章 雜則

(協議)  
第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(解散)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大臣に協議しなければならない。  
一 第4条第2項、第17条第2項、第20条又は第23条第1項の規定による認可をしようとするとき。  
二 第21条第1項又は第25条の規定による承認をしようとするとき。  
三 第26条の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

## 第7章 罰則

(罰則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいいろを收受し又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であつた者が、その在職中に詐謊を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。  
3 犯人の收受したわいいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に對してわいいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項の規定による報告をせず、若くしは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは居避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第5条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第17条第1項に規定する業務以外の業務を行なったとき。

四 第24条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第27条第2項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれそれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、運営なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、運営なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をするによつて成立する。

(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定するには適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20条中「当核事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅くなる」とする。

(營業税法の一部改正)

第9条 登録税法(昭和29年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「国民生活研究所」の下に、「社会保障研究所」を「国民生活研究所」の下に、「社会保障研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第10条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

3 第3条第1項第10号中「国民生活研究所」の下に、「社会保障研究

所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第1条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「国民生活研究所」の下に「、社会保障研究所」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 厚生省設置法(昭和24年法律第151号)の一部を次のように改正する。

第5条第13号の次に次の一号を加える。

13の2 社会保障研究所を監督すること。

第8条第1項第12号の次に次の一号を加える。

12の2 社会保障研究所に関すること。

(地方税法の一部改正)

第13条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第72条の5第1項第6号中「国民生活研究所」の下に「、社会保障研究所」を加える。

<昭43.7.1現在>

## ◆役員・顧問・参与・職員名簿

## ◆ 役員

所長事理  
河野谷九十九(名古屋大学教授)  
監事(非常勤)  
寺尾琢磨(慶應義塾大学教授)

山川雄奏助

理事(非常勤)  
塙野谷九十九(名古屋大学教授)

監事(非常勤)  
寺尾琢磨(慶應義塾大学教授)

## 顧問・参与

(順不同)

顧問  
大内兵衛  
社会保障制度審議会会长  
顧問  
東畠精一  
アジア経済研究所会長  
顧問  
沼長弘毅  
国際ラジオ・テレビセンター会長  
顧問  
今井一男  
共済組合連盟会長  
顧問  
馬場啓之助  
一橋大学教授  
参与  
福武直  
東京大学教授  
参与  
館松  
厚生省人口問題研究所長

研究所員

渤海  
研究

研究第1部長	(原光第1部)	研究第2部長	( " 第2部)	研究第3部長	( " 第3部)
研究員	( " 第1部)	研究員	( " "	研究員	( " 第3部)
"	( " 第2部)	"	( " 第3部)	"	( " 第2部)
"	"	"	"	"	"
正美夫恒久勇満子子郎野之彦男二雄雄子進子代重文昌長益利涉政圭啓泰一真忠英ふみ子昭信郷美智代	長	長	長	長	長
沿主浦	石辺原山村島本川崎代木中木島津井桑	總務課			
小地三谷平渡曾村都花大長山木鎗田厝森鹿稻石高					

(非常勤職員) 目次